

歯科医療救護チーム 診療ガイドライン

・目的

現地で被災している方々の緊急的歯科需要に応え、避難所等の生活・健康レベルの維持、悪化防止が重要な目的であるが、地域歯科医療の再構築という視点も重要である。

口腔ケアや応急的処置を行い、再建を図っている近隣歯科診療所等へスムーズに移行できるように患者さんを導くことが大切である。

・範囲

原則として、災害救助法（県との災害協定）に基づいた医療行為を行う。

すなわち口腔ケア、緊急処置、応急処置を行うこととし、保険診療の範疇に入ると思われる継続的医療行為は極力仮設診療所等の地域歯科医療への誘導を図ること。

ただし現場の実情により、これらが困難な場合はやむを得ない措置として臨機応変に対応していただくことも必要であるが、その場合は患者さんへ災害救助法による医療行為について十分説明を行い、後々診療所等での受診の際にトラブルにならないよう心がける。

すなわち医療救護チームによる無料受診と、保険診療（一部負担金が猶予されているが後に有償なる可能性がある旨）による受診とを患者さんが区別し理解できるようにしておくことが必要と考える。

・内容

原則として、当日に完了する歯科治療に限定する。

特に「継続的」な治療、管理が必要となるものについては極力地元歯科医療体制へ依頼しそちらへの受診を誘導するようにはしていただきたい。

通院不可能であり訪問診療の要件を満たしその対象となる患者さんがいた場合は、その旨を報告し、後日地域歯科医師会等に対応することとする。

・地域歯科医療体制への引き継ぎ

後日患者さんが再開した歯科診療所等、あるいは次のチームに受診した場合など、出来れば、当日行った治療内容についての簡単な説明書を患者さんに渡すこと。

・医療救護チーム同士の引き継ぎ

出来るだけ前任のチームリーダーから被災地の状況の報告を受け、行き先の周辺の地域歯科医療の復興状況を確認し、治療介入の内容について検討の上で、持参物、訪問時間帯、滞在時間等について最終検討を行う。

出務終了時にも、報告書以外に次のチームリーダーに状況を伝える。